# 規　　約

中　里　区

（名　称）

第１条　　この区は、裾野市中里区という。（以下中里区という）

区の連絡所は、区長宅に置く。

（規約の目的）

第２条　　区は、区民相互の親睦、及び福祉の増進、生活環境の向上を計り、市政に理解を深め、相互の連携を密にして円満なる区運営を期することを目的とする。

（組　織）

第３条　　区は、別図に示す区域、及び区域内に居住するすべての人を以て組織し、次の組別に分け、区運営の迅速、徹底、円満化を計るものとする。

第１組　第２組　第３組　第４組　第５組　第６組　第７組　第８組

（註．組数は総会の議決により決定する）

（事　業）

第４条　　区は、第２条の目的達成のため次の事業を行う。

事業年度は４月１日より始まり翌年３月３１日に終わるものとする。

１）　区の財政に関すること。

２）　事業の立案、承認、実行、連絡等。

３）　区民の親睦、相互理解の増進に関すること。

４）　区内生活環境の美化、保安対策の推進。

５）　区民体育事業の推進。

６）　自主防災の強化推進。

７）　区内各種団体の組織充実、事業の推進。

８）　市政ほか公的事業との連絡、協調およびその推進。

９）　その他臨機に必要なこと。

（役員）

第５条　　区には、つぎの役員を置く。

| | | | |
|---|---|---|---|
| １）相談役 | | ２名 | |
| ２）区　長 | | １名 | |
| ３）副区長 | | １名 | |
| ４）会計書記 | | １名 | |
| ５）協議委員長 | （正） | １名 | （副）３名 |
| ６）公民館館長 | | １名 | |
| ７）自主防災会会長 | （正） | １名 | （副）１名 |
| ８）納税組合長 | | １名 | |
| ９）婦人会会長 | （正） | １名 | （副）１名 |
| １０）体育委員長 | （正） | １名 | （副）１名 |
| １１）子供会会長 | （正） | １名 | （副）１名 |
| １２）部農会長 | | １名 | |
| １３）老人会会長 | | １名 | |
| １４）道路衛生係 | | １名 | |
| １５）秋葉講講長 | | １名 | |
| １６）青少年育成委員 | | １名 | |
| １７）寺世話人 | | ４名 | |
| １８）宮世話人 | | １名 | |
| １９）郷友会会長 | | １名 | |
| ２０）財産区役員 | | ６名 | |
| ２１）ゴミ委員 | | １名 | |
| ２２）保健委員 | | １名 | |
| ２３）街づくりセミナー | | １名 | |
| ２４）箱根用水委員 | | １名 | |

また、区長が特に必要と認め、自ら選任した場合（例えば当番区長の場合など）には区集会の承認を得て、事務会計係を置くことができる。

（役員の任期）

第６条　区長、副区長、組長の任期は１年とする。
各委員は１年ないし２年、但し留任は妨げない。

（役員の選出）

第７条　区長は次期役員の選出を任期終了２ヶ月前までに決定しておくものとする。役員選出は初集会にて行う。
選考委員は各組長他１名計１６名にて役員選考を行う。
区長は次期区長に関する届出を３月３１日迄に市長宛に提出しなければならない。
区長は年度終了の総会に於いて次期役員の氏名及び業務分担を表示するものとする。

（会　議）

第８条　総会…年度の終了に当たり、区長は総会を開催し、区事業の経過、結果及び懸案事項等を報告し、且、会計、決算、予算について承認をうけなければならない。（註・以上定時総会）
区長は、重要事項について区民の了承をうける必要があると認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

第９条　役員会…区長は定期的に組長、及び関係委員長を含めた役員会を開催し、区事業の経過報告、その進行及び円満な推進に就いて協議するものとする。
また、必要に応じ、臨時役員会を開催することができる。

第10条　委員会…各委員会の長は、担当する事業について必要に応じて委員会を開催し、事業の推進をはかるものとする。

第11条　議長…総会（臨時総会を含む）においては、役員以外のものが議長となり、役員会に於いては協議委員長が議長となり議事を進行させるものとする。委員会においては委員長がこれにあたる。

第12条　総会の成立…総会は区事業の重大事項について議決をするものであるから、原則として区内居住の全世帯から成人の代表者3分の2以上（委任状を含む）の出席を以て成立する。

（役員の報酬）

第13条　役員は、原則として無報酬とする。ただし区事業推進に当たり私的出費とならないよう、総会の承認を得て手当を支給することができる。

区　　長……

副 区 長……

組　　長……

各委員長………

（区費の徴収）

第14条　区費の額は、総会によって決める。区内に居住するものは、所帯毎に、区費の徴収に応じなければならない。ただし次に該当する特種事情のあるものは役員会の承認を受けて、徴収を免除することができる。

1）住民登録をしないもの。

2）生活に特種事情のあるもの。

区費は毎年4月、8月に徴収するものとする。

（役員の任務）

第15条　役員の任務は、つぎのとおりとする。

1）区長…区長は区を代表し、区役員及び区民の協力を得てつぎの諸任務達成に務める。

①裾野市区長設置規則第3条に掲げる事務を処理する。

②本規約第2条に掲げる事業遂行に務める。

③各組長の協力を得て、区費その他を徴収し、また、区予算の執行に当たる。ただし、区長が特に必要と認め、事務・会計係を選任して事務・会計業務を分担させる場合、同係は、予算書によって承認された予算については、自らの責任に於いて、その他のものについては区長の指示に従って、予算を執行するものとする。

④区内に於いて葬儀が執り行なわれる場合、施主の要請があれば組長は葬儀委員長となり施主の意を体し、区民の協力を得て葬儀を執り行なう。

葬式は組にて執り行ない、施主の要請があれば二組にすることができる。お通夜は１～４組、５～８組１戸１名出席すること。区の役員は全員出席すること。

２）副区長…区長を補佐し、区長事故あるときは、区長職務を代行する。また、事務係を兼務（専任の事務・会計係を選任した場合を除く）し、議事録、事業報告書等の作成に当たる。

３）相談役…区長の設問に答え、また、役員会及び区集会に出席して意見を述べることができる。

４）組長…

①区長に協力して市の通達、連絡事項を組内に配布し、又は周知徹底し、調査報告事項を取りまとめ、区費等を集金しその他区長の要請あるときはこれに協力する。

②納税貯蓄組合長に協力して、税金等を徴収納入し、また、組合長の要請あるときはこれに協力する。

５）衛生委員…市の行なう環境衛生関係事業に協力するとともに、区内の環境衛生に関する事項を司どる。

６）保健委員…裾野市地域保健委員会設置要綱の定めるところに従って区民の健康増進と公衆衛生の向上に務める。

7）ごみ減量推進委員…裾野市ごみ減量推進協議会設置要綱の定めるところに従って、市の行なう効果的なごみ処理体制の確立に協力するとともに、区内のごみ減量、環境美化等に務める。

8）体育関係役員…体育委員は、関係役員と協力して、区内体育関係団体の行なう行事に協力し、また、区助成費の収支を司どる。

9）子供会関係役員…子供会世話人は、関係役員と協力して、区内子供会の行なう行事の指導・監督に当り、特に事故防止に務めるとともに、区助成費の収支を司どる。

10）婦人会…婦人会は区民相互の親睦及び、福祉の増進、生活環境の向上を計り、区政に理解を深め円満なる区運営を期することを目的とする。尚、区に新しく仲間入りする時は、婦人会に原則として入ること。また婦人会長の要請あるときはこれに協力する。

11）納税貯蓄組合長…各組長の協力を得て、税金等の徴収・納税を司どる。

12）自主防災会長…市担当部局等と連繋し、区自主防災会規約に従って、区防災活動を主宰する。

13）青少年育成委員…市及び関係団体と協力して、区内青少年の健全な育成に務める。。

14）宮世話人…浅間神社管理規定の定めるところによる。

15）道路係…道路管理に区民の協力を得て、8月第1日曜日に執り行なう。（但し盆道作り）

（役員会及び集会）

第16条　役員及び集会は、つぎのとおり開催する。

1）役員会…区長及び区役員は、必要に応じて役員会を開催する。

2）区集会…区長は、つぎの集会を開催する。

①初集会…毎年1月、三が日を抜かした第一日曜日、新年度予算、事業計画、新年度役員の選出その他について開催する。

②引継集会…毎年３月１０日前後に、旧年度事業報告、同決算報告及び新旧役員の業務引継ぎ等について開催する。

③予算集会…毎年３月新年度予算編成その他について開催する。

④臨時集会…その他必要に応じて随時開催する。

３）区集会は、出席者の多少に拘らず開催し、可否を決定する場合は出席者の過半数をもって決するが、特に重要な事項で、区長が大多数区民の意見を聞く必要があると判断した場合は、再度集会を招集するか、回覧等をもって区民の意見を確認するものとする。

４）役員会及び集会は、すべて集会所に於いて行なうものとし、その経費は区予算の範囲内で賄い、区長や区役員は一切経費を負担してはならない。また、区長が新役員の初顔合わせは３月１０日前後の金毘羅宮の祭典の直会の後公民館において引継を行なう。
尚、新旧役員にて慰労会を区費をもって執行なう。

（区役員の祝儀）

第17条　区の諸行事に際しては、区長はじめ区役員は一切祝儀を出さないこととする。但し、浅間神社、大六天皇神社、金毘羅宮の祭典の奉納金等、特に申合わせのある場合は、この限りではない。
尚、役員以外の方からのご祝儀は有難く頂だくこととする。

（高齢者等世帯への配慮）

第18条　高齢者、寡婦（夫）、身体障害者又はこれに準ずる者の世帯の、区役職への就任及び行事への参加は、これら世帯主の自由意志に任せるが、原則として、これを免除する。

（規約の改廃）

第19条　この規約の改廃について提案があった場合、区長は、区役員と協議の上、区集会を開催し、集会の決議に従って改廃を行なうものとする。

（経　費）

第20条　区の経費は、各戸拠出の区費及び市の補助金その他をもってこれに充てる。

（公民館）

第21条　公民館管理運営は、規定により館長があたる。

①公民館は区運営及び区民相互の親睦の公的の場所である。

②公民館を使用する場合館長又は区長の許可を必要とする。

③公民館を個人が使用する場合は使用料を区に納める。

④区に新しく加入する場合、公民館加入金を区に納める。

⑤公民館の清掃は、毎月組単位で行なう。

（神　社）

第22条　管理運営は区及び区費をもって執り行なう

１）大六天皇神社例祭は７月１５日前後の日曜日とする。

２）金毘羅宮の例祭は３月１０日前後の日曜日とする。

３）例祭は二組単位で当番制にて２人の組長が責任者となる。

１－２組　３－４組　５－６組　７－８組

４）お正月の締飾りは当番組長が準備する。

（集合住宅、住宅地分譲開発）

第23条　１）住宅地は面積が1,000 ㎡以上は区の承諾書が必要。

２）集合住宅は９戸以上は区の承諾書が必要

３）上記の件については、区長が特に必要と認めた場合は

役員会を開き協議して規約承諾書を取交わす。

４）開発場所　面積　計画内容

（会計年度）

第24条　区の会計年度は、毎年３月、役員引継ぎ完了の翌日に始まり、

翌年役員引継ぎ完了の日を以て終わる。

（監　査）

第25条　会計委員は、年度内に１回以上区長と共に出納の監査を受けなければならない。監査役員は、監査の結果を総会の時に報告するものとする。

（グランド場）

第26条　グランド場は区民の体力増進向上を計り、区民相互の親睦の場、又、防災訓練避難所である。

①グランド場規定により区長は管理運営をする。

②グランド場は、組単位で区長の指示より管理を行なう。

③グランド場の契約は地権者と３年毎に更新契約をする。

（雑　則）

第27条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会の議を経た後、重要な事項は、区集会の承諾を得て決定するものとする。

（付　則）

この規約は平成６年　月　　日から施行する。

この規約は平成６年　月　　日の中里総集会において

議決採択されたものであることを確認する

平成６年　月　　日

相談役

区　長

副区長

協議委員長

協議委員

公民館長